

京都市告示第 46 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 4 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人菊鉾会（理事長 野村 睦美）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区新柳馬場通仁王門下る菊鉾町 3 1 6 番地

3 事業所の名称

テnderホームあきつき

4 事業所の所在地

京都市左京区川端より六筋東夷川上る秋築町 2 5 1 - 1

5 指定する事業の種類

短期入所

6 指定年月日

令和 2 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 6 8 1 6 0 9

(保健福祉局障害保健福祉推進室)